

第 77 回国民体育大会冬季大会（2022 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
 （2021 年 9 月 22 日版）

● 第 77 回国民体育大会冬季大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 75 回又は第 76 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 75 回又は第 76 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年
A 選手	北海道 (居住地)	×	×	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)

【 事例 1 : 新卒業者 】

	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年
B 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2021.3 月卒業	秋田県 (居住地) (秋田県へ転居) 「新卒業者」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
C 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2020.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
D 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2020.3 月卒業	— (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
E 選手	北海道 (居住地) 〔大学 4 年〕 2020.3 月卒業	富山県 (居住地) (富山県へ転居) 「新卒業者」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)
F 選手	北海道 (居住地) 〔大学 3 年〕	— 〔大学 4 年〕 2021.3 月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)

対象者 :

第 77 回冬季大会[2021 年] :

参加状況		卒業年度
第 75 回	第 76 回	
参加	参加	2020 年度 (2021.3 月) 以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2019 年度 (2020.3 月) 以降に卒業した者

※D選手の事例 :

D選手は、第 75 回大会に参加し、大学卒業後の第 76 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 77 回大会においては、当該特例が適用され、第 75 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E選手の事例 :

E選手は、第 76 回大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 75 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 77 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 76 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年
G 選手	北海道 (居住地)	北海道 (居住地) 大会後結婚 (秋田県へ転居)	秋田県 (居住地) 「結婚」適用	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
H 選手	北海道 (居住地)	— 大会後結婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
I 選手	北海道 (居住地) 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
J 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (青森県へ転居)	青森県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (栃木県へ転居)	栃木県 (居住地) 「離婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
K 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (栃木県へ転居)	— 〔栃木県に居住〕	栃木県 (居住地) 「結婚」適用	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)
L 選手	北海道 (居住地) 大会後結婚 (富山県へ転居)	富山県 (居住地) 「結婚」適用	× (秋田県へ転居)	×	秋田県 (居住地)

対象者：

第 77 回冬季大会[2022 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 75 回	第 76 回	
参加	参加	2020 年 5 月 1 日以降、2021 年 4 月 30 日 ^(注) までに手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	2019 年 5 月 1 日以降、2021 年 4 月 30 日 ^(注) までに手続きを完了した者

(注)新型コロナウイルス感染症に伴う「第 77 回大会に係る参加資格特例措置」対象者については、第 77 回冬季大会都道府県予選会参加申込時までに手続きを完了した者。

※K 選手の事例：

K 選手は、第 75 回大会に参加し、結婚後の第 76 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 77 回大会においては、当該特例が適用され、第 75 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※L 選手の事例：

L 選手は、第 76 回大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第 75 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 77 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 76 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第75回大会 〔高校1年生〕	第76回大会 〔高校2年生〕	第77回大会 〔高校3年生〕	特別大会
M選手	北海道 (学校所在地)	— 大会後一家転住 (秋田県へ転居)	秋田県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2022.3月卒業	秋田県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
N選手	北海道 (学校所在地)	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	栃木県 (学校所在地) 「一家転住」適用 2022.3月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
O選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (栃木県へ転居)	—	栃木県 (居住地) 「一家転住」適用 2022.3月卒業	栃木県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
P選手	北海道 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (神奈川県の高 校へ転校)	神奈川県 (学校所在地) 「一家転住」適用	神奈川県 (学校所在地) 2022.3月卒業	栃木県 (居住地) (栃木県へ転居) 「新卒業者」適用

対象者：

第77回冬季大会〔2021年〕：

参加状況		手続き完了期間
第75回	第76回	
参加	参加	第76回大会終了後、第77回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	第75回大会終了後、第77回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※O選手の事例：

O選手は、第75回大会に参加し、第76回大会は不参加だったが、第77回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第77回大会においては、当該特例が適用され、第75回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※P選手の事例：

P選手は、第76回大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第75回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」の特例が適用される特別大会以降となる。

【事例3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年	特別大会 2023年	第78回大会 2024年	第79回大会 2025年
Q選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	秋田県 ふるさと	秋田県 ふるさと	東京都 (居住地)	東京都 (居住地)
R選手	北海道 (勤務地)	北海道 (勤務地)	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと	栃木県 ふるさと
S選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	栃木県 ふるさと (2回目①)	栃木県 ふるさと (2回目②)
T選手	北海道 (居住地)	栃木県 ふるさと (1回目①)	栃木県 ふるさと (1回目②)	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
U選手	北海道 (居住地)	秋田県 ふるさと (1回目①) 2020.3月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)
V選手	栃木県 ふるさと (1回目①)	—	栃木県 ふるさと (1回目②)	栃木県 ふるさと (1回目③)	栃木県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)
W選手	栃木県 ふるさと (1回目①)	—	栃木県 ふるさと (1回目②)	—	栃木県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
X選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	秋田県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
Y選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	—	秋田県 ふるさと (1回目③)
a選手 (スキー)	秋田県 ふるさと (1回目①)	— (中止)	東京都 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)	—	秋田県 ふるさと (2回目②)
b選手 (スキー)	—	— (中止)	秋田県 ふるさと (1回目①)	東京都 (勤務地)	—	秋田県 ふるさと (2回目①)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ U選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、
「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場のと道府県と異なる
都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先

して適用される。

ただし、第76回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※V～Y選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

※a～b選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、第76回大会冬季大会スキー競技会中止に伴う特例措置対象者は、特例措置により、異なる都道府県から参加できる（令和2年度第4回国民体育大会委員会決定事項通知参照）。

国民体育大会ふるさと選手制度 (第76回大会以降)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本制度は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会より施行する。

(注) 第75回大会までは、改定前の規定を適用する。

国民体育大会ふるさと選手制度 (第75回大会まで)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

- 本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。
本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。
本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。
本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。